

有価証券報告書の作成要領について

(平成 20 年 3 月期提出用)

(財) 財務会計基準機構

企画部グループ長 藤代和久

はじめに

(財) 財務会計基準機構は、去る 4 月 2 日から 11 日まで、全国 9 ヶ所で 11 回にわたり、平成 20 年 3 月期に係る有価証券報告書の提出を前提とした「有価証券報告書の作成要領」(以下、「テキスト本」という。)に基づき、作成上の留意点について解説セミナーを開催した。本稿では、以下に主な改正点について解説する。

今回のテキスト本における主な改正点は次の通りであり、以下この順に解説を行うこととするが、このうち「2」、「3」、「4」及び「7」は、平成 19 年 9 月中間期の「半期報告書の作成要領について」での解説と内容的に重複するため(当財団ホームページ/企業会計基準等/会計基準等の解説情報/有価証券報告書等/を参照のこと)、ポイントの確認とする。なお、文中意見にわたる部分は私見であることを予めお断りしておく。

1. 金商法施行に伴う開示府令等の改正に関する事項
2. 特別目的会社に係る開示に関する事項
3. 在外子会社の会計処理に関する事項
4. 税制改正に伴う減価償却制度の見直しに関する事項
5. 『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)の適用に関する事項
6. 関連当事者の開示に関する事項
7. リース取引に関する事項

はじめに、昨年(平成 19 年)のテキスト本刊行後の有価証券報告書の作成に係る関係法令及び会計基準等の改正動向を見ておくことにする。平成 19 年 9 月 30 日から金融商品取引法(以下、「金商法」という。)が施行されたが、これに合わせ金融商品取引法制における開示制度の整備を目的として、平成 19 年 8 月 15 日付で開示制度に係る内閣府令の新設・改正が行われている(平成 19 年内閣府令第 65 号)。この改正は、主として四半期報告制度、内部統制報告制度、確認書制度に係るものであったが、この時までには企業会計基準委員会(ASBJ)から「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第 11 号)及び「リース取

引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号)が公表されており、これらは平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度(事業年度)から適用するとされているが、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度(事業年度)から早期適用することもできる、とされているため、これらの会計基準等を「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)」(以下、「連結財規」という。)及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」(以下、「財規」という。)等に取り込む改正がこの時に行われている。テキスト本には、金商法施行に伴う開示府令等の改正に関する事項、関連当事者の開示に関する事項、リース取引に関する事項として、府令改正に係る記載事例等を載せている。

この他、ASBJ から過去 1 年間に公表された会計基準等のうち平成 19 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されるものとしては、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 15 号)及び『「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その 2)」(企業会計基準第 14 号)があり、これらの適用指針・会計基準を適用した場合の記載事例等をテキスト本に載せている。また、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 18 号)が平成 18 年 5 月 17 日に公表されており、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されるが、早期適用することもできるとされているため、記載事例等を載せることとした。

これらに加えて、平成 19 年度の税制改正による税法上の減価償却制度の見直しに伴って、日本公認会計士協会から「減価償却制度に関する当面の監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第 81 号)が公表されている。これによれば、提出会社が改正後の法人税法に基づく減価償却制度を採用した場合は、会計方針の変更として扱うこととされたので、その記載事例等を載せている。

なお、リース取引に関する会計基準を早期適用した場合の記載事例等をテキスト本の後方にまとめて記載している。また、企業結合に関する注記事項の記載事例(「企業結合等関係」)を四半期報告書の作成要領から載せているため、有価証券報告書でも載せることにした。

1. 金商法施行に伴う開示府令等の改正に関する事項

(1) 第三号様式の「第4【提出会社の状況】、1【株式等の状況】」の記載

平成19年8月15日付の府令改正により、次の各項目が改正されている。

① 株式の総数等

「(1)【株式の総数等】」では、②【発行済株式】の記載に係る様式が改正され、右から2列目の上場取引所名等を記載する欄の見出しが、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」と改正された(資料1参照)。

② 新株予約権等の状況

「(2)【新株予約権等の状況】」では、様式の一番下の項目見出しが、「組織再編行為・・・」から「組織再編成行為・・・」に改正された(資料2参照)。

③ 所有者別状況

「(5)【所有者別状況】」では、所有者の区分の見出しで、従来、「証券会社」とされていたものが「金融商品取引業者」に改正されている。

なお、金商法に基づく「金融商品取引業者」とは、金商法により金融商品取引業として定義される広範囲な行為を行う者を指しているが、「企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)」(以下、「開示府令」という。)第1条第1項第31号ニには、有価証券報告書で使用する「金融商品取引業者」の定義が置かれ、「法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)をいう。(以下略)」として「金融商品取引業者」の範囲を限定していることから、この区分には、従来通り、証券会社の所有する株式について記載することになる(資料3参照)。

④ ストック・オプション制度の内容

「(8)【ストックオプション制度の内容】」においても、上記②の新株予約権等の状況と同様の改正が行われている(資料4参照)。

(2) 第五【経理の状況】、冒頭記載の対応

平成19年8月15日付の府令改正により連結財規、財規等が改正されているが、これに伴って、「企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年大蔵省金融企画局）」（以下、「開示ガイドライン」という。）の24-10で準用する5-20により、冒頭記載において連結財務諸表、財務諸表は改正前及び改正後の連結財規及び財規に基づいて作成している旨を記載することになる。資料に掲げた「1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について」の(1)及び(2)のそれぞれの記載において、2段落目がこの記載事例となる（資料5-1参照）。

また、金商法施行に伴って、公認会計士又は監査法人による監査証明の根拠規定について、平成19年9月30日以降に行われる監査証明も同法第193条の2第1項の規定に基づくことになるが、施行日前に終了した事業年度に係る旧証取法第193条の2第1項の書類については、なお従前の例によるものとする、とされているため、「2. 監査証明について」においてこの旨を記載することになる。

(3) 表示方法の変更の記載

『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について（平成11年大蔵省金融企画局）」（以下、「連結財規ガイドライン」という。）の13-5で準用する『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について（平成11年大蔵省金融企画局）」（以下、「財規ガイドライン」という。）の8の2-1は、重要な会計方針の記載に関する財規第8条の2に掲げた有価証券の定義に関するガイドラインであり、「信託受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号又は第2号に掲げる権利をいう。）及び内国法人の発行する譲渡性預金の預金証書等で有価証券として会計処理することが適当と認められるもの」について、従来は「有価証券に含めることができる」としていたが、平成19年8月15日付の府令改正により「有価証券に含めるものとする」と改正された。これにより、例えば、信託受益権や譲渡性預金を有価証券以外の科目で計上していた会社が、これらを有価証券に含める場合には、表示方法の変更となる。

(4) 借入金等明細表の様式改正

平成19年8月15日付の府令改正により連結財規や財規等におけるリース取引に関する規定が整備され、新リース会計基準等の適用後は、リース債務勘定が借主側の連結貸借対照表に掲記されることになる。これに伴い、借入金等明細表の様式を定める連結財規の様式第十号が改正され、「1年以内に返済予定のリース債務」と「リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）」の区分が新たに追加された。

様式第十号の記載上の注意「1」では、「・・・第37条第1項第3号及び第38条第1項第3号に規定するリース債務・・・について記載すること。」としており、当該リース債務勘定は、新会計基準を適用した場合に使用される勘定であることから、借入金等明細表に記載する内容は、新会計基準の適用によりリース債務として貸借対照表に掲記されたものに限られる。従って、当連結会計年度において会社が新リース会計基準等を早期適用していない場合は、これらの区分に「－」を記載することになる（資料6参照）。

(5) 第三号様式の「第二部 【提出会社の保証会社等の情報】」の見出しの改正

「第1【保証会社情報】、2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】、(1)【保証会社が提出した書類】①の見出しに「四半期報告書」が追加されている（資料7）。

(6) 確認書の添付

金商法施行に伴い確認書制度が導入され、有価証券報告書等を提出する際に併せて有価証券報告書等の記載に係る確認書の提出が義務付けられた。当該確認書の提出は、平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る有価証券報告書等から求められるため、平成20年3月期の有価証券報告書では提出する必要がない。

一方、旧証取法の下では確認書は有価証券報告書の添付書類として位置付けられ、会社が任意で提出していたが、これについては、改正府令の付則により、平成20年3月31日までに提出する有価証券報告書に添付する場合には、なお従前の例による経過措置を設けた上で廃止されている。

このように平成20年3月期の有価証券報告書には、金商法に基づく確認書、旧証取法に基づく確認書のいずれも添付されることがない点に留意する必要がある。

(7) 独立監査人の監査報告書

① 平成19年9月30日に金商法が施行されているため、同日以後における公認会計士又は監査法人による監査証明は、金商法第193条の2第1項の規定に基づくことになるが、施行日前に終了した事業年度に係る旧証取法第193条の2第1項の書類については、なお従前の例によるものとされている。

② 平成19年6月の公認会計士法改正及びその関係政令・内閣府令の改正等を踏まえ、独立監査人の監査報告書に関連して、日本公認会計士協会により「監査報告書作成に関する実務指針」(監査・保証実務委員会報告第75号)の見直しが行われた。テキスト本では、編集日程の都合から、平成20年2月20日公表された同実務指針の公開草案の一部を抜すいしているが、改正された同実務指針が平成20年3月25日付で日本公認会計士協会から公表されている。

今回の見直しの主要な点は、①有限責任組織形態の監査法人の規定が新設されたことへの対応、②監査証明と同時提供が認められる業務を行っている場合の記載に係る規定が廃止されたことへの対応等とされており、テキスト本に掲げた監査報告書の文例の脚注では、(注1)の「②監査人が有限責任監査法人の場合」が追加されている。また、同時提供業務に関する改正前の(注3)が削除された(資料5-2参照)。

この他、同実務指針の「Ⅱ 全般的事項、1 形式的要件(2)」には、監査報告書の日付に関する記載があり、改正前は、「・・・従来から監査報告書の日付は定時株主総会後の日付にすることとされているため、留意する必要がある。」としていたが、今回の改正により削除された。これにより、監査報告書の日付は、通常、関与先での監査作業終了日となり、また、会社法の下では剰余金の配当は必ずしも株主総会の決議を要しないことから、株主総会終結前の有価証券報告書の提出は可能かとの問合せが当財団に寄せられている。有価証券報告書には、株主総会の決議通知等の総会終結を前提とした書類を添付する必要があることから、株主総会後に提出する実務に変更はないものと考えられる。

また、監査報告書と後発事象の取扱いに関しては、平成20年4月4日付で日本公認会計士協会から「監査報告書の日付に係る監査上の留意点について」(リサーチセンター審理情報N o 25)が公表されているので、併せてこちらを参照いただきたい。

2. 特別目的会社に係る開示に関する事項

「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第15号）がASBJから公表され、平成19年4月1日以後開始する連結会計年度（中間連結会計期間を含む。）から適用されている。同適用指針の適用により、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（「開示対象特別目的会社」）について、連結財務諸表において次の事項を注記しなければならないこととされた。なお、連結財務諸表を作成していない場合には、個別財務諸表においてこの注記を行うことになる。

- ① 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要
- ② 開示対象特別目的会社との取引金額等

この注記について、同適用指針は、「連結の範囲等」（連結原則 第七 1）及び「その他の重要な事項」（連結原則 第七 5）に関する注記としていることから、連結財規第13条第1項各号に關係する内容と考えられるが、注記の具体的内容を定める同条第2項以下に定めがないことから、連結財規上は、第15条の追加情報の注記に該当するものと考えられる。こうしたことから、テキスト本では「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の記載において「1. 連結の範囲に関する事項」に追加情報として注記している。

また、開示対象特別目的会社の概要等は、本来、連結の範囲に関する事項にまとめて記載することが望ましいと考えられるが、記載スペースの関係から関連当事者との取引に係る注記の次に、「開示対象特別目的会社関係」として記載している（資料8-1、8-2参照）。

3. 在外子会社の会計処理に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号）がASBJから公表され、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されるが、それ以前にも早期適用することができるとされている。これにより、例えば、これまで在外子会社は所在地国において認められている会計基準に従い財務諸表を作成し、これをそのまま連結決算手続上利用していた場合であって、同実務対応報告の適

用により、連結財務諸表原則の第三 三に定める「原則的な取扱い」によって、親会社及び子会社が採用する会計処理を統一するか、又は、「当面の取扱い」によって、一定の修正を行った後に連結決算上利用しなければならないこととされた。

同実務対応報告を早期適用した場合は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更となる（資料9参照）。

なお、新会計基準適用に伴ってその影響額を記載すべきことになるが、金額を正確に算定することが困難な場合も想定される。これについて連結財規ガイドライン14-2ただし書きは、「その金額を正確に算定することが困難な場合には、適当な方法による概算額を記載することができる。」としているので、当該変更に伴う影響額の記載が困難な場合は、概算額により開示することになる。

4. 税制改正に伴う減価償却制度の見直しに関する事項

平成19年度の税制改正により減価償却制度の見直しが行われ、これに関連して日本公認会計士協会から「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会報告第81号）が公表されている。これにより、例えば、従来は法人税法に基づく改正前の定率法を採用していたが、平成19年4月1日以降に取得した資産について改正後の定率法を採用した場合には、会計方針の変更として扱うこととされた（資料10-1参照）。なお、新規取得資産に改正後の減価償却方法を採用した場合であって、例えば、既存資産についても新規取得資産と同様の方法に統一する等の目的で改正後の減価償却方法を採用する場合のように、単に法人税法の改正を理由とするだけでは正当な理由に該当しないとされている。

また、この法人税法改正では償却可能限度額が撤廃されたことから、平成19年3月31日以前に取得した資産が旧償却可能限度額（95%）に達した場合、限度額に達した事業年度の翌事業年度から5年間の均等償却によって残存価額を償却できることになった。上記の監査上の取扱いでは、この処理方法を採用した場合には、追加情報として扱うこととされている（資料10-2参照）。

5. 『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その2）の適用に関する事項

『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その2）（企業会計基準第14号）がASBJから公表され、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用するとされている。同会計基準は、複数事業主により設立された企業年金を採用している場合における取扱いを定めた「退職給付に係る会計基準注解」（注12）を改正したものである。

複数事業主制度の企業年金制度について、退職給付会計基準の五が、原則的な取扱いを定めており、「退職給付債務の比率その他の合理的な基準により自社の負担に属する年金資産等の計算を行うこととする」としている。これに対して「退職給付に係る会計基準注解」（注12）は、いわゆる例外処理を定め、「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、当該基金への要拠出額を退職給付費用として処理し」、また、この場合においては、「掛金拠出割合等により計算した年金資産の額を注記するものとする」としていた。しかし、例外処理を適用していた企業が他の確定給付年金制度に移行する場合で、原則的取扱いを適用した場合等には制度上の積立不足に対する事業主負担分が一時に費用計上されることがある等の問題があり、この注記だけでは十分な開示とは言えないのではないかという指摘がなされていた。

こうした点を踏まえ同会計基準が改正され、従来行われていた、掛金拠出割合等により按分して算定された年金資産の額の注記に代えて、①当該年金制度全体の直近の積立状況（年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額）、②制度全体の掛金等に占める自社の割合、③これらに関する補足説明を注記するものとされた。

『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その2）を当連結会計年度から適用した場合の扱いについては、注記事項において開示内容の充実が図られたこと等を勘案すると、追加情報として扱うことが適当と考えられる。また、追加情報である旨は、新会計基準の適用によって退職給付に関する注記内容の充実が図られている点を考慮して、退職給付会計に関する注記の末尾に記載し、関連を明らかにしている（資料11参照）。

6. 関連当事者の開示に関する事項

関連当事者の開示については、従来、我が国では関連当事者の開示に関する特定の会計基準がなく、もっぱら旧証取法上の規則に基づく形で、上場会社等の旧証取法適用会社において開示が行われてきたが、平成18年10月17日にASBJから「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号）等が公表され、これを受けて平成19年8月15日付の府令改正により連結財規及び財規等における関連当事者の開示に関する規定が整備された。改正後の規定は、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度（事業年度）から適用されるが、改正府令の附則ただし書きにより、早期適用することができるとされている。この改正による主な改正点は次の通りである。

（1）財規様式第一号の見直し

関連当事者の開示に係る注記事項の見出しが、【関連当事者情報】と改正された（改正前は、【関連当事者との取引】）。関連当事者との取引に関する注記について規定する連結財規第15条の4の2第6項は、財規の様式第一号を準用しており、様式第一号の見出しが改正されたことによる。

なお、記載事例では前連結会計年度と改正後の内容を記載する当連結会計年度について、【関連当事者情報】と共通の見出しを付けているが、改正前の内容を記載する前連結会計年度には【関連当事者との取引】と改正前見出しを付け、当連結会計年度にのみ改正後の見出しをつける方法も適当と考えられる。

また、財規の様式第一号では、改正前の「関係内容」欄が、「関連当事者との関係」欄に改正されており、これに伴って関連する記載上の注意も改正されている（資料12-1参照）。

（2）関連当事者の範囲の拡大

連結財規第15条の4は、改正されて関連当事者の範囲に関する規定となり、関連当事者の範囲も拡大された。これにより、(i) 親会社の役員及びその近親者（同条第八号）、(ii) 重要な子会社の役員及びその近親者（同条第九号）、(iii) 従業員のための企業年金（企業年金と会社との間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る。）（同条第十一号）が新たに関連当事者の範囲に含められた。

(3) 関連当事者との取引の注記の見直し

① 新設された連結財規第15条の4の2では、関連当事者との取引を、「原則として関連当事者ごとに注記しなければならない」としているが、平成19年8月15日付の府令改正により財規の様式第一号に記載上の注意に「13」が追加され、「関連当事者情報の記載に当たっては、(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等、(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等、(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等並びに(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等の別に記載することができる」とされた。資料に掲げた記載事例は、この記載上の注意に基づいている。

② 連結財規第15条の4の2の規定により、関連当事者との取引に関する注記は、提出会社と関連当事者との取引に加えて（同条第1項）、連結子会社と関連当事者との間に取引も新たに注記の対象となった（同条第3項）。

なお、連結財務諸表において、提出会社と関連当事者との取引並びに連結子会社と関連当事者との間の取引がある場合には、連結財規の規定上、それぞれを区分して記載することになる。

③ 関連当事者との取引による貸倒懸念債権又は破産更生債権等がある場合は、それに関する情報の開示が求められることになった（同条第1項第九号）。

(4) 関連当事者の存在に関する注記の追加

連結財規第15条の4の3が新たに追加され、親会社又は重要な関係会社に関する注記をしなければならないとされた。すなわち、① 親会社が存在する場合は、親会社の名称、上場・非上場の別の開示、上場している場合には取引所の名称、② 重要な関連会社が存在する場合には、その名称と要約財務情報の開示が求められることになった。

(5) その他

① 連結財務諸表作成会社は、個別財務諸表における関連当事者の開示に関する注記は不要となる。

② 関連当事者の開示に関する連結財規等の規定は、平成20年4月1日以後開始する

連結会計年度（事業年度）から適用されるが、早期適用する場合は、改正府令の附則第10条第2項第1号（個別財務諸表の場合は、第9条第2項第1号）のただし書きによること
から、資料に掲げた冒頭記載の「1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について」の
（1）及び（2）のそれぞれの記載において、「なお書き」によってこれを明らかにしている
（資料12-2参照）。

③「関連当事者の開示に関する会計基準」を適用した場合の扱いとしては、新会計基準
の適用により、既に開示されていた内容に加えて、開示すべき関連当事者の範囲及び取引
の範囲等が拡充されることによって、注記事項において開示内容の拡充が図られたもので
あること等を勘案すると、追加情報として扱うことが適当と考えられる。

また、追加情報である旨は、新会計基準が適用される「Ⅱ 当連結会計年度」の注記の
冒頭において記載し、関連当事者の開示に関する会計基準等を適用している旨、並びに、
開示対象に追加された内容を記載する記載事例としている。

7. リース取引に関する事項

（1）冒頭記載

平成19年8月15日付の府令改正により、連結財規、財規等におけるリース取引に関
する規定が整備されたが、これらの規定は平成20年4月1日以後開始する連結会計年度
（事業年度）から適用される。それ以前に早期適用する場合には、改正府令の附則第10
条第2項第2号（個別財務諸表の場合は、附則第9条第2項第2号）ただし書きによるこ
とから、関連当事者の開示におけると同様に、冒頭記載の「なお書き」によってこれを明
らかにしている（資料13-1参照）。

（2）連結貸借対照表

新リース会計基準等の適用に伴い、リース取引の借主側では、リース物件とこれに係る
債務をリース資産及びリース債務として掲記することとされた。また、リース取引の貸主
側では、リース債権及びリース投資資産として掲記することとされた（資料13-2、
13-3参照）。

(3) 連結損益計算書

新リース会計基準等の適用に伴い、所有権移転外ファイナンス・リース取引の借主側では、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更する場合、リース取引開始日が会計基準の適用初年度開始前のリース取引について、リース取引に関する会計基準の適用指針に定める3つの方法（同適用指針第77項、78項、79項）のうち何れかによるとされている。このうち第77項に定める方法により会計処理する方法による場合は、変更における影響額を特別損失として処理することとされている（資料13-4参照）。

(4) 連結財務諸表作成のための重要な会計方針

「重要な減価償却資産の減価償却の方法」に、リース資産の減価償却の方法を記載することになる（資料13-5参照）。

(5) 連結事務諸表作成のための重要な会計方針

新リース会計基準等を適用した場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として扱うことになる（資料13-6参照）。

以 上

【資料1】株式等の状況

(1) 株式の総数等

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年6月〇日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通 株式	XXX, XXX, XXX	XXX, XXX, XXX	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 フランクフルト証券取引所	—
計	XXX, XXX, XXX	XXX, XXX, XXX	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の株式への転換及び新株引受権付社債の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれていない。

【資料2】新株予約権等の状況（会社法に基づく新株予約権を発行している場合）

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行している。

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	〇〇〇	〇〇〇
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
新株予約権の行使時の払込金額(円)	〇〇〇	同左
新株予約権の行使期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 〇〇〇 資本組入額 〇〇〇	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても当社取締役又は従業員であることを要する。 権利者が死亡した場合には、相続人が権利行使可能とする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れは認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

【資料3】所有者別状況

(5) 【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 X, XXX 株）							計	単元未満株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 （人）	X	XX	XXX	XXX	XX	X	XX, XXX	XX, XXX	—
所有株式数 （単元）	X	XX, XXX	X, XXX	XX, XXX	X, XXX	XX	XX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX
所有株式数 の割合 （%）	X. XX	XX. XX	X. XX	XX. XX	X. XX	X. XX	XX. XX	XXX. XX	—

- (注) 1. 自己株式 XX, XXX 株は、「個人その他」に XX 単元、「単元未満株式の状況」に XXX 株含まれている。
 なお、自己株式 XX, XXX 株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は X, XXX 株である。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ X, XXX 単元及び XXX, XXX 株含まれている。

【資料4】ストックオプション制度の内容（会社法に基づくストックオプション制度を採用している場合）

(8) 【ストックオプション制度の内容】	
決議年月日	平成 19 年〇月〇日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 ○○ 当社勤続××年以上の管理職 ○○ 子会社△△△株式会社の取締役 ○○
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	〇〇〇, 〇〇〇
新株予約権の行使時の払込金額（円）	〇〇〇
新株予約権の行使期間	自平成〇年〇月〇日～至平成〇年〇月〇日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りでない。。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

前連結会計年度(平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

前事業年度(平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、前連結会計年度(平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで)の連結財務諸表、及び前事業年度(平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当連結会計年度(平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで)の連結財務諸表、及び当事業年度(平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、〇〇監査法人による監査を受けている。

【資料5-2】監査報告書作成に関する実務指針抜すい

〔監査報告書の文例の脚注〕

(注1) ① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

代表社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

(注2) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

【資料6】借入金等明細表

【借入金等明細表】				
区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	XX, XXX	XX, XXX	X. X	—
1年以内に返済予定の長期借入金	XX, XXX	XX, XXX	X. X	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	XX, XXX	XX, XXX	X. X	平成XX年XX月XX日～ 平成XX年XX月XX日
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他の有利子負債				
コマーシャルペーパー（1年以内返済予定）	XX, XXX	XX, XXX	X. X	—
〇〇〇（1年超返済予定）	XX, XXX	XX, XXX	X. X	平成XX年XX月XX日～ 平成XX年XX月XX日
計	XX, XXX	XX, XXX	—	—

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】

.....

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1) 【保証会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度 第〇期（自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日）平成〇年〇月〇日関東財務局長に提出

【資料 8-1】開示対象特別目的会社に係る注記

(有価証券報告書提出会社が開示対象特別目的会社を有している場合)

	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)
1. 連結の範囲に関する事項	—	(イ) — — — (ロ) — — — (追加情報) 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社関係」として記載している。 なお、当連結会計年度より、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 15 号 平成 19 年 3 月 29 日)を適用している。

【資料 8-2】開示対象特別目的会社に係る注記（続き）

（開示対象特別目的会社関係）

記載事例（開示対象特別目的会社を使用して金融資産の流動化を行っている場合）

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、リース債権、割賦債権、営業貸付金の流動化を実施している。当該流動化にあたり、特別目的会社を利用しているが、これらには特例有限会社や株式会社、資産流動化法上の特定目的会社がある。当該流動化において、当社は、前述したリース債権、割賦債権、営業貸付金を特別目的会社に譲渡し、譲渡した資産を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入によって調達した資金を、売却代金として受領する。

さらに、当社は、いくつかの特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、譲渡資産の残存部分を留保している。このため、当該譲渡資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、平成 20 年 3 月末現在、適切な評価減などにより、将来における損失負担の可能性を会計処理に反映している。

流動化の結果、平成 20 年 3 月末において、取引残高のある特別目的会社は〇社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は X,XXX 百万円、負債総額（単純合算）は X,XXX 百万円である。なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員又は従業員の派遣はない。

2. 当連結会計年度（自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日）における特別目的会社との取引金額等

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高 (百万円)	主な損益	
		(項目)	(金額) (百万円)
譲渡資産（注 1）：			
リース債権	X,XXX	売却益	XXX
割賦債権	X,XXX	売却益	XXX
営業貸付金	X,XXX	売却益	XXX
譲渡資産に係る残存部分（注 2）	X,XXX	分配益	XXX
回収サービス業務（注 3）	XXX	回収サービス業務収益	XX

（注 1）譲渡資産に係る取引の金額は、譲渡時点の帳簿価額によって記載している。また、譲渡資産に係る売却益は、営業外収益に計上されている。

（注 2）譲渡資産に係る残存部分の取引の金額は、当連結会計年度における資産の譲渡によって生じたもので、譲渡時点の帳簿価額によって記載している。平成 20 年 3 月末現在、譲渡資産に係る残存部分の残高は、XX,XXX 百万円である。また、当該残存部分に係る分配益は、営業外収益に計上されている。

（注 3）回収サービス業務収益は、通常得べかりし収益を下回るため、下回る部分の金額は、回収サービス業務負債として固定負債「その他」に計上している。回収サービス業務収益は、営業外収益に計上されている。

【資料9】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を早期適用した場合)

	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)
4. 会計処理基準に関する事項	—	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 18 号 平成 18 年 5 月 17 日)が平成 20 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から、連結決算上必要な修正を行っている。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ〇〇〇百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該個所に記載している。</p>

【資料 10-1】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(従来、法人税法に基づく定率法によっていたが、法人税法の改正により、当連結会計年度より、平成 19 年 4 月 1 日以降取得資産については、改正後の法人税法に基づく定率法を採用した場合)

	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>当社及び国内連結子会社は、主として定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりである。</p> <p>建物及び構築物 X~XX 年 機械装置及び運搬具 X~XX 年</p>	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>当社及び国内連結子会社は、主として定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりである。</p> <p>建物及び構築物 X~XX 年 機械装置及び運搬具 X~XX 年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ〇〇百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

【資料 10-2】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(平成 19 年 3 月 31 日以前の取得資産に段階的 5 年償却を採用した場合)

	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>①有形固定資産</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>①有形固定資産</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の 5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の 5%相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。</p> <p>この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ〇〇百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

【資料 11】『『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 2）』に基づく注記

1. 採用している退職給付制度の概要

（本文に追記）

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りである。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成 20 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	X,XXX 百万円
年金財政計算上の給付債務の額	<u>X,XXX 百万円</u>
差引額	<u>△XXX 百万円</u>

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合（自 XX 年 X 月 XX 日 至平成 20 年 3 月 31 日）
X%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 XXX 百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 X 年の元利均等償却であり、当社グループは、当期の連結財務諸表上、特別掛金 XX 百万円を費用処理している。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しない。

2. 退職給付債務に関する事項

（略）

（追加情報）

当連結会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 2）」（企業会計基準第 14 号 平成 19 年 5 月 15 日）を適用している。

【資料 12-1】 関連当事者情報の注記

(当連結会計年度より「関連当事者の開示に関する会計基準」を早期適用した場合)

【関連当事者情報】

I 前連結会計年度 (自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

(略)

(2) 子会社等

(略)

(3) 兄弟会社等

(略)

II 当連結会計年度 (自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第 11 号 平成 18 年 10 月 17 日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 13 号 平成 18 年 10 月 17 日)を早期適用している。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、~~~~~、~~~~~、~~~~~が開示対象に追加されている。

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万 円)
主要株主	〇〇(株)	東京都 〇〇区	XXX	卸売業	(被所有) 直接 XX.X	商品の 仕入	〇〇商品 の購入	X,XXX	買掛金	X,XXX

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万 円)
関連会社	〇〇〇〇 (株)	大阪府 大阪市 〇〇区	XXX	製造業	(所有) 直接 XX.X	当社製品 の販売役 員の兼任	〇〇製品 の販売	X,XXX	受取手形 及び 売掛金	X,XXX
関連会社	(株)〇〇〇	東京都 〇〇区	X,XXX	〇〇業	(所有) 直接 XX.X	資金援助 役員の 兼任	資金の 貸付	X,XXX	更生債権 その他こ れに準ず る債権	X,XXX

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万 円)
同一の親 会社を持 つ会社	〇リース(株)	東京都 〇〇区	X,XXX	リース業	なし	設備の 賃借	コンピ ューター の 賃借	X,XXX	買掛金	X,XXX
その他の 関係会社 の子会社	〇〇(株)	東京都 〇〇区	X,XXX	製造業	(被所有) 直接 X.X 間接 X.X	技術援助 契約の 締結	技術料の 支払	X,XXX	買掛金	X,XXX

【資料 12-1】(続き)

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	〇〇〇	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接 X. X	土地の購入	土地の購入	X, XXX	—	—
親会社の役員	〇〇〇	—	—	(株)A社取締役	なし	土地の貸借	駐車場用地の賃借	X, XXX	その他流動負債	XXX

(注) 1. 上記(ア)～(エ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 製商品の購入・販売については、一般の取引条件と同様に決定している。
- (2) 資金の貸付については、×年×月より無利息としている。
- (3) コンピューター貸借料については、一般の取引条件と同様に決定している。
- (4) 技術料の支払については、一般の取引条件と同様に決定している。
- (5) 土地の購入価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定している。
- (6) 土地の賃借料については、近隣の取引事例を参考に決定している。
- (7) (株)〇〇〇への更生債権等に対し、X, XXX 百万円の貸倒引当金を計上している。また、当連結会計年度において X, XXX 百万円の貸倒引当金繰入額を計上している。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	〇〇(株)	東京都〇〇区	XXX	卸売業	(被所有)直接 XX. X	商品の仕入	××(株)他による〇〇商品の購入	X, XXX	買掛金	X, XXX

(イ)

(ウ)

(エ)

(注) 1. 上記(ア)～(エ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

.....(略).....

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)A社(〇〇証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はD社及びE社であり、その要約財務情報は以下のとおりである。

	D社	E社
流動資産合計	XX, XXX	XX, XXX
固定資産合計	XX, XXX	XX, XXX
流動負債合計	XX, XXX	XX, XXX
固定負債合計	XX, XXX	XX, XXX
純資産合計	X, XXX	X, XXX
売上高	XX, XXX	XX, XXX
税引前当期純利益金額	X, XXX	X, XXX
当期純利益金額	X, XXX	X, XXX

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

前連結会計年度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

なお、当連結会計年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）については、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成 19 年 8 月 15 日内閣府令第 65 号）附則第 10 条第 2 項第 1 号ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

前事業年度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成している。

なお、当事業年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）については、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成 19 年 8 月 15 日内閣府令第 65 号）附則第 9 条第 2 項第 1 号ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成している。

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

前連結会計年度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

なお、当連結会計年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）については、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成 19 年 8 月 15 日内閣府令第 65 号）附則第 10 条第 2 項第 2 号ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

前事業年度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成している。

なお、当事業年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）については、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成 19 年 8 月 15 日内閣府令第 65 号）附則第 9 条第 2 項第 2 号ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、前連結会計年度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで）の連結財務諸表、及び前事業年度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当連結会計年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）の連結財務諸表、及び当事業年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、〇〇監査法人による監査を受けている。

【資料 13-2】連結貸借対照表（ファイナンス・リース取引の借主例）

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成 19 年 3 月 31 日)		当連結会計年度 (平成 20 年 3 月 31 日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産合計			XX. X	XXX, XXX	XX. X
II 固定資産					
1 有形固定資産	※ 1				
(1) 建物及び構築物		XX, XXX		XX, XXX	
(2) 機械装置及び運搬具		XX, XXX		XX, XXX	
(3) 土地	※ 2	XX, XXX		XX, XXX	
(4) リース資産		—		X, XXX	
(5) 建設仮勘定		X, XXX		X, XXX	
(6) その他		X, XXX	XX, XXX	X, XXX	XX, XXX
2 無形固定資産					
(1) のれん		XXX		XXX	
(2) ソフトウェア		X, XXX		X, XXX	
(3) リース資産		—		X, XXX	
(4) その他		XXX	X, XXX	XXX	X, XXX

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成 19 年 3 月 31 日)		当連結会計年度 (平成 20 年 3 月 31 日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 支払手形及び買掛金	※ 5	XX, XXX		XX, XXX	
2 短期借入金		XX, XXX		XX, XXX	
3 リース債務		—		X, XXX	
4 未払法人税等		X, XXX		X, XXX	
5 繰延税金負債		XXX		XXX	
6 引当金		X, XXX		X, XXX	
7 デリバティブ債務		XXX		XXX	
8 その他		XX, XXX		XX, XXX	
流動負債合計		XXX, XXX	XX. X	XXX, XXX	XX. X
II 固定負債					
1 社債		XX, XXX		XX, XXX	
2 長期借入金	※ 2	XX, XXX		XX, XXX	
3 リース債務		—		X, XXX	
4 繰延税金負債		XXX		XXX	
5 引当金		X, XXX		X, XXX	
6 負ののれん		XXX		XXX	
7 その他		X, XXX		X, XXX	
固定負債合計		XX, XXX	XX. X	XX, XXX	XX. X
負債合計		XXX, XXX	XX. X	XXX, XXX	XX. X

【資料 13-3】連結貸借対照表（ファイナンス・リース取引の貸主側）

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成 19 年 3 月 31 日)		当連結会計年度 (平成 20 年 3 月 31 日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金	※ 5	XX, XXX		XX, XXX	
2 受取手形及び売掛金		XX, XXX		XX, XXX	
3 リース債権及び リース投資資産		—		X, XXX	
4 有価証券		XX, XXX		XX, XXX	
5 たな卸資産		XX, XXX		XX, XXX	
6 繰延税金資産		XXX		XXX	
7 金銭の信託		X, XXX		X, XXX	
8 デリバティブ債権		XXX		XXX	
9 その他		X, XXX		X, XXX	
貸倒引当金	△ XXX		△ XXX		
流動資産合計		XXX, XXX	XX. X	XXX, XXX	XX. X
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券	※ 2	XX, XXX		XX, XXX	
(2) 長期貸付金		XXX		XXX	
(3) リース債権及び リース投資資産		—		X, XXX	
(4) 繰延税金資産		XXX		XXX	
(5) その他		X, XXX		X, XXX	
貸倒引当金	△ XX	XX, XXX		△ XX	XX, XXX
固定資産合計		XXX, XXX	XX. X	XXX, XXX	XX. X

【資料 13-4】連結損益計算書

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)		当連結会計年度 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)		
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	
I 売上高			XXX, XXX	100. 0	XXX, XXX	100. 0
II 売上原価			XX, XXX	XX. X	XX, XXX	XX. X
経常利益			X, XXX	X. X	X, XXX	X. X
VI 特別利益						
1 前期損益修正益		XX			XX	
2 固定資産売却益	※ 2	XXX			XXX	
3		XXX	XXX	X. X	XXX	XXX
VII 特別損失						
1 前期損益修正損		XXX			XXX	
2 固定資産売却損	※ 3	XX			XXX	
3 災害による損失		—			—	
4 減損損失	※ 4	X, XXX			X, XXX	
5 リース会計基準の適用に伴う影響額		—			XXX	
6		XXX	XXX	X. X	XXX	XXX
税金等調整前当期純利益			X, XXX	X. X	X, XXX	X. X
法人税、住民税及び 事業税		X, XXX			X, XXX	
法人税等調整額		△ XXX	XXX	X. X	△ XXX	X, XXX
少数株主利益			XX	X. X		XXX
当期純利益			X, XXX	X. X		X, XXX

【資料 13-5】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（ファイナンス・リース取引の借主側）

	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)								
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>X～XX 年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>X～XX 年</td> </tr> </table> <p>②無形固定資産 定額法を採用している。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（〇年）に基づいている。</p> <p style="text-align: center;">—</p>	建物及び構築物	X～XX 年	機械装置及び運搬具	X～XX 年	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く） 当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>X～XX 年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>X～XX 年</td> </tr> </table> <p>②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用している。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（〇年）に基づいている。</p> <p>③リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。</p>	建物及び構築物	X～XX 年	機械装置及び運搬具	X～XX 年
建物及び構築物	X～XX 年									
機械装置及び運搬具	X～XX 年									
建物及び構築物	X～XX 年									
機械装置及び運搬具	X～XX 年									

【資料 13-6】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（ファイナンス・リース取引の借主側）

前連結会計年度 （自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）	当連結会計年度 （自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日）
—	<p>（リース取引に関する会計基準）</p> <p>「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号（平成 5 年 6 月 17 日（企業会計審議会第一部会）、平成 19 年 3 月 30 日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号（平成 6 年 1 月 18 日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成 19 年 3 月 30 日改正））が平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用することができることになったことに伴い、当連結会計年度より、同会計基準及び同適用指針を適用している。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ〇〇〇百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該個所に記載している。</p>

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（ファイナンス・リース取引の貸主側）

前連結会計年度 （自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）	当連結会計年度 （自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日）
—	<p>（リース取引に関する会計基準）</p> <p>「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号（平成 5 年 6 月 17 日（企業会計審議会第一部会）、平成 19 年 3 月 30 日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号（平成 6 年 1 月 18 日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成 19 年 3 月 30 日改正））が平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用することができることになったことに伴い、当連結会計年度より、同会計基準及び同適用指針を適用している。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ〇〇〇百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該個所に記載している。</p>